

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四号

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県文化会館条例施行規則（昭和四十三年四月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二条第一項」を「第二条第一項前段」に改める。

第五条の二を削る。

第五条の三中「第五条第一項」を「前条第一項本文」に改め、同条後段を削り、同条を第五条の二とする。

第六条第一項中「第二条第二項」を「第二条第一項後段」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第二条第一項前段」に改め、「（以下「使用者」という。）」を削り、同条第三項中「前項の承認書」を「同項の承認書」に改める。

第七条中「使用者」を「条例第二条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、同条ただし書中「の場合において」を「の規定による使用について」「に、「同号の規定にかかわらず使用することができる」を「この限りでない」に改める。

第二号様式中「（~~第5条の3~~）」を「（~~第5条の2~~）」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。